

一般事業主行動計画の公表について

公益財団法人放射線影響研究所では、仕事と家庭の両立を支援し、次代を担う子どもたちが健やかに育成される社会環境整備を図るため、次世代育成支援対策推進法に基づき「一般事業主行動計画」を策定し公表いたします。

● 次世代育成支援対策推進法とは

急激な少子化の流れを変えるため、2003年7月に成立した法律です。この法律は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育成される環境整備を進めるために、国、地方公共団体、事業主、国民が担う責務を明らかにし、次世代育成支援対策に取り組んでいくことを目的につくられました。

● 一般事業主行動計画とは

事業主が、子育てをしている職員の職業生活と家庭生活の両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むために策定する計画です。

● 公益財団法人放射線影響研究所 行動計画(第6期)

1. 計画期間： 2024年4月1日～2027年3月31日までの3年間

2. 内容

目標： 職員の残業を削減するため、「ノー残業デー」を設置、実施する。

<対策> 2024年4月1日～ 職員の定時帰宅を促すため、広島・長崎ごとに曜日を統一して定時帰宅する「ノー残業デー」を実施する。

広島研究所：毎週水曜日

長崎研究所：毎週金曜日

● これまでの取り組み

第1期

目標：職員の定時帰宅を促すため、各部ごとに毎週曜日を決めて「ノー残業デー」を実施する。

期間：2010年7月1日～2013年6月30日

第2期

目標：1年間に1回以上、1週間以上の連続休暇を取得する。

期間：2013年7月1日～2015年3月31日

第3期

目標：職員の定時帰宅を促すため、広島・長崎ごとに曜日を統一して定時帰宅する「ノー残業デー」を実施する。(広島研究所：毎週水曜日・長崎研究所：毎週金曜日)

期間：2015年4月1日～2018年3月31日

第4期

目標：職員の定時帰宅を促すため、広島・長崎ごとに曜日を統一して定時帰宅する「ノー残業

デー」を実施する。(広島研究所：毎週水曜日・長崎研究所：毎週金曜日)

期間：2018年4月1日～2021年3月31日

第5期

目標：職員の定時帰宅を促すため、広島・長崎ごとに曜日を統一して定時帰宅する「ノー残業

デー」を実施する。(広島研究所：毎週水曜日・長崎研究所：毎週金曜日)

期間：2021年4月1日～2024年3月31日

以上